

令和5年 第4回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和5年4月17日(月)午後2時30分 北区役所 3階 31・32会議室

2. 委員の出席 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 平尾温己 加茂龍雄 江間栄作  
中村金夫 横井典行 足立侑律 袴田博子 根木常次 内山進吾  
岡本純 山中秀三 杉山誠 後藤剛 森島倫生 中安千秋  
鈴木英雄 水崎久司 小柳守弘 鈴木要

欠席： 井上保典 伊藤安子

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 齋藤和也 石川宗明 河村幸一郎 縣弘之 奥山英洋 吉山和志  
渡邊光二 冨 幹人 加藤裕 大石真暉

4. 審議事項

第24号議案 農地法第3条の規定による許可について  
第25号議案 農地法第4条の規定による許可について  
第26号議案 農地法第5条の規定による許可について  
第27号議案 非農地証明について  
第28号議案 農用地利用集積計画の決定について  
第29号議案 令和5年度事業計画について  
第30号議案 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

5. 報告事項

報第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報第25号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について  
報第26号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報第27号 農地法第3条の規定による許可について(3条許可公売)  
報第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報第29号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について  
報第30号 農地の地目変更登記に係る報告について  
報第31号 農地法第43条第1項の規定による届出について

6. その他

## 議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、4月1日付け人事異動により浜松市農業委員会事務局に配属されました職員5名につきまして、名前を紹介します。

(職員紹介)

以上、よろしくお願いたします。

それでは、只今から令和5年第4回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、24名のところ22名と過半数を超えておりますので本会が成立しますことをご報告申し上げます。また、本日の欠席者ですが議席番号21番、井上保典委員、議席番号22番、伊藤安子委員でございます。

なお、会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 皆さんこんにちは、第4回の総会を開催します。4月は年度初めということもあり、新たな気持ちでやっていきたいと思っております。

今月4月1日から下限面積の撤廃によってどのような形になるか心配をしていたが、事務局に確認したところ、それほど大きな混乱はないように聞いており安心しているところです。今後新たな話も出てくるかもしれませんが、しっかりと対応していきたいと思っております。

一丁目一番地の人・農地プラン、今で言う地域計画について、利用権の設定の件がありますが、令和7年に相対での利用権がなくなり、中間管理等を通した貸し借りになっていくということで、この辺の部分も問題が出てくるかもしれませんが、事務局に聞いたところ、まだ大きな情報は出ていないが、今ある情報の中では対応していけるのではないかとということで、分かり次第皆様にご報告させていただくとともに、調査会長として地域で説明していく立場にありますので、対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

4月、新たな気持ちで農業委員会を進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

それでは、只今から、令和5年第4回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それではここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席番号6番の江間栄作委員、議席番号7番の中村金夫委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第24号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは議案1ページをご覧ください。第24号議案「農地法第3条の規定による許可について」担当より説明いたします。

大石 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号82番外13件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権移転の売買にかかる案件が 8 件、贈与にかかる案件が 1 件、交換にかかる案件が 2 件、賃借権にかかる案件が 2 件、区分地上権にかかる案件が 1 件でございます。

それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案 1 ページ、地区「引佐」、整理番号 85 番は所有権の売買にかかる案件でございます。

譲受人は、北区三ヶ日町福長の■■■■さん、79 歳でございます。■■■さんは三ヶ日地区及び引佐地区を中心にみかんを耕作しております。この度、営農地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。申請地は、北区引佐町榑窪の畑、合計 3 筆で、取得後は、みかんを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 3 ページ、地区「佐久間」、整理番号 94 番、95 番は賃借権にかかる案件でございます。

賃借人は、■■■■の■■■■でございます。■■■■

■■■は新規に設立された一般法人で、ブルーベリーの栽培等を行います。この度、申請地に賃借権を設定し、農業へ新規参入を図りたく申請にいたったものでございます。申請地は、天竜区佐久間町川合の畑、合計 8 筆で主にブルーベリーを作付けしていく計画でございます。この案件は、農地法第 3 条第 3 項の規定による一般法人の許可に該当するため、毎年、耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

始めに、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山中 細江地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉山 引佐地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 畑を交換するということで、なるべく飛び地を自分の畑に集めるという事例が出来て良かった。今後も交換できることが望ましい。問題ありませんでした。

議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中安 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水崎 春野地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員が欠席しておりますので、私からご報告いたします。

佐久間・水窪地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした  
ありがとうございました。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(森島委員、挙手)

議 長 森島委員。  
森 島 94、95 番について説明をお願いしたいと思います。新規で一般法人の農地取得、毎年の報告が必要なようでして、一般法人と株式会社の違いを教えてください。

議 長 事務局から回答願います。

縣 森島委員のご質問について回答いたします。株式会社であっても合同会社であっても、農地を借りることにに関して違いはありません。今回の案件は一般法人が賃借により農地を借りることになりますが、審議する内容について違いはありません。

(森島委員、挙手)

議 長 森島委員。  
森 島 賃借権のところを見落としていました。ありがとうございました。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第 24 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 25 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 議案 5 ページをご覧ください。第 25 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」担当から説明します。

大 石 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 18 番外 3 件でございます。

転用目的別の内訳は、農家住宅が 1 件、農業用施設が 1 件、貸駐車場が 2 件でございます。また、農地区分別の内訳は、すべて第 3 種農地でございます。なお、是正案件は 18 番です。

また、駐車場等の建築行為を伴わない申請について、その申請地が経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平 尾 積志地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 最後に、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

よろしいですか。それでは採決いたします。

第 25 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 26 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤

議案 7 ページをご覧ください。第 26 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」担当より説明します。

吉 山

今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号 198 番外 36 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 15 件、農業用施設が 1 件、事業用の建物関連が 9 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 5 件、太陽光発電が 1 件、営農型太陽光発電が 1 件、一時転用が 5 件でございます。

また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 6 件、第 1 種農地が 4 件、第 2 種農地が 4 件、第 3 種農地が 23 件でございます。

なお、是正案件は整理番号 200 番、203 番、204 番、228 番、229 番でございます。

また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

議案 9 ページ、地区「入野」、整理番号 207 番、208 番をお願いします。

本事業は都市計画法上、面積の規制があり事業を 2 件にわけておりますが、同一事業者による事業計画であるため、併せて説明いたします。

西区西鴨江町の田 3,449 m<sup>2</sup>で中古車買取店、同じく西区西鴨江町の田 4,418 m<sup>2</sup>で整備工場兼販売店を新築したいという申請でございます。申請者は、XXXXXXXXXXに本社を置き、XXXXXXXXXXを営む法人です。現在東区に店舗がありますが、自社の整備工場がないため、工場のある豊橋市まで通っている状況で、顧客のニーズに応えるため、中間地点である本申請地に中古車買取店及び整備工場を設けたく申請に至ったものでございます。

申請地は浜松市立西都台小学校の南約 XXXX に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、店舗・整備工場、車輛置場、駐車場、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切工を設置する計画であること、排水計画は、雨水は敷地内側溝から地下調整池を経て道路側溝へ、汚水、雑排水は合併浄化槽から水路へ放流する計画であること、整備工場から出る油分については油水分離層を設置する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

盛土条例につきましては、申請地をアスファルト舗装する計画で、舗装部分は構造物扱いとなり盛土条例対象外となります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 11 ページ、地区「三方原」整理番号 218 番をお願いします。

北区東三方町の畑 4,356 m<sup>2</sup>について、流通業務施設を拡張したいという申請でございます。

申請者は、[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。新規の受注増加に伴い、現在の施設敷地では必要面積が確保できないため、隣接する申請地に倉庫を設けたく、申請にいたったものでございます。

申請地は浜松市立豊岡小学校の南約 [REDACTED] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、倉庫、事務所、発電機室、駐車場、緑地、調整池等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンス及び見切工を設置する計画であること、排水計画は、雨水は敷地内側溝から地下調整池を経て水路へ、汚水・雑排水は合併浄化槽から水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 12 ページ、地区「都田」、整理番号 221 番、222 番をお願いします。権利関係が違うため整理番号を分けておりますが、同一事業者による事業計画であるため、併せて説明いたします。

北区都田町の畑 25,067 m<sup>2</sup>について、流通業務施設を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。働き方改革関連法により、ドライバーの時間外労働時間に規制が設けられることになり、長距離トラックの輸送ルートである東京・大阪間に中継拠点を設け、ドライバーの労働条件・労働環境の改善を図りたく申請に至ったものでございます。

申請地は新東名浜松スマートインターの南約 [REDACTED] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、倉庫、休憩施設、駐車場、給油所、緑地、調整池等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンスと見切工を設置する計画であること、排水計画は、雨水は敷地内側溝から地下調整池を経て道路側溝へ、汚水・雑排水は合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画であること、日照通風については影響が少ないことを地元農業者に説明済みであることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、

都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

盛土条例につきましては、静岡県知事に盛土条例の許可申請済みであることを確認しております。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 14 ページ、地区「赤佐」、整理番号 232 番をお願いします。

浜北区根堅の田畑 5,723 m<sup>2</sup>について、工場を設けたいという申請でございます。

申請者は、[ ] に本社を置き、[ ] を営む法人です。現在外注している加工及び運搬業務の内製化を図るため、工場の新築を計画し、今回の申請に至ったものでございます。

申請地は新東名浜北インターチェンジの西約 [ ] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、事務所、駐輪所、ポンプ室、緑地、駐車場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われま。申請地は、周囲には擁壁を設置する計画であること、排水計画は、雨水は敷地内側溝から道路側溝へ、汚水・雑排水は下水道へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

盛土条例につきましては、静岡県盛土対策課で施工図や土量計算書をもとに盛土条例対象外であることを確認しております。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

波瀬 始めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

波瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

波瀬 中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

波瀬 積志地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

波瀬 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

波瀬 湖東地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

波瀬 芳川・飯田地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。  
 袴 田 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。  
 議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。  
 根 木 新津・可美地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。  
 議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。  
 内 山 三方原地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。  
 議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。  
 岡 本 都田地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。  
 議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。  
 山 中 細江地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。  
 議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。  
 後 藤 三ヶ日地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。  
 議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。  
 中 安 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。  
 議 長 続いて、中瀬・赤佐・庵玉地区調査会の森島委員からお願いします。  
 森 島 中瀬・赤佐・庵玉地区調査会で協議しました。232 番の [REDACTED]、問題あります。本日まで  
 に直してもらうことを通知しまして、直していただきました。騒音、近隣に幼稚園がある点、  
 幼稚園の園長から承認書を取るようお願いしたところ、法律をたてにとって言うことを聞  
 かないところもあったが、法律とは別に我々の言うことを聞いてもらいたいと伝えたところ  
 理解していただいた。他は問題ありません。  
 議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員が欠席しておりますので、私からご報告いた  
 します。  
 佐久間・水窪地区調査会で協議した結果、問題はないという報告を受けています。  
 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
 只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。  
 よろしいですか。それでは採決いたします。  
 第 26 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、  
 ご異議ございませんか。  
 （異議なし）  
 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。  
 次に、第 27 号議案「非農地証明について」を上程いたします。  
 事務局から、説明をお願いします。  
 齋 藤 議案 15 ページをご覧ください。第 27 号議案「非農地証明について」担当より説明します。  
 吉 山 今月の申請案件は、地区「三ヶ日」、整理番号 14 番外 1 件でございます。  
 地区「三ヶ日」、整理番号 14 番の申請地は、耕作困難のため、昭和 50 年頃に植林されたも  
 のです。  
 地区「三ヶ日」、整理番号 15 番の申請地は、耕作困難のため、昭和 60 年頃に植林されたも  
 のです。



説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。それではご意見等もないようですので、第 27 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。次に、第 28 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋藤 議案 17 ページをご覧ください。第 28 号議案「農用地利用集積計画の決定について」担当より説明します。

河村 別冊 1 について事務局より説明いたしますが、8 ページの 19 番に委員該当案件がありますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、委員該当案件がありますので、横井委員はご退室をお願いします。(横井委員、退室)

それでは、事務局、説明をお願いします。

河村 別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 5 年度第 1 回浜松市農用地利用集積計画案でございます。公告予定は令和 5 年 4 月 20 日となります。

2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 355 筆、270,232.55 m<sup>2</sup>の内訳でございます。今月は、笠井地区での 10 筆をはじめとして、計 23 地区での利用権設定を予定しております。

その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。

1 ページから 28 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、29 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番をご覧ください。■■■■さんです。西区白洲町の■■■■さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。西区平松町■■■■の畑の一部、550 m<sup>2</sup>を借り受け、春菊、大根の栽培を予定しております。

次に、5 ページの 1 番、2 番、11 ページの 66 番から 69 番をご覧ください。■■■■さんです。南区西島町の■■■■さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。南区西島町■■■■外 5 筆の畑、計 5,802 m<sup>2</sup>を借り受け、エシャレットの栽培を予定しております。

次に、5 ページの 3 番をご覧ください。■■■■さんです。北区都田町の認定農業者、■■■■さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。北区都田町■■■■の畑の一部、2,000 m<sup>2</sup>を借り受け、みかんの栽培を予定しております。

次に、11 ページの 70 番、71 番をご覧ください。■■■■さんです。■■■■の農業法人、■■■■で農業を学び、今回の申請に至りました。西区大久保町■■■■外 1

筆の畑、計 4,038 m<sup>2</sup>を借り受け、トマトの栽培を予定しております。

次に、12 ページの 72 番から 74 番をご覧ください。■■■■■ さんです。東区天竜川町の農業者、■■■■■ さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。北区引佐町谷沢 ■■■■■ 外 2 筆の畑、計 3,479 m<sup>2</sup>を借り受け、水稻の栽培を予定しております。

次に、7 ページ 1 番から 11 ページ 65 番、15 ページから 27 ページ 5 番をご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 229 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載してあります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。その他、何かご意見、ご質問はございませんか。それでは、ご意見等もないようですので、第 28 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。それでは、横井委員はご入室をお願いします。

(横井委員、入室)

次に、第 29 号議案「令和 5 年度事業計画について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 議案 19 ページをご覧ください。第 29 号議案「令和 5 年度事業計画について」を担当から説明いたします。

縣 それでは説明いたします。

この議案で使用する資料は別冊 2 でございます。お手元にあるかご確認願います。令和 5 年度の事業計画を説明いたします。この計画案は、役員・幹事連絡調整会において協議しております。ご承認いただければ、この事業計画に沿って事業を進めてまいります。

本文中、波線が引いてある箇所が昨年度からの変更箇所でございますのでそこを中心に説明いたします。

「1 会議・研修会等の開催」については、(1)総会、(2)農業調査会、(3)農地銀行支店会議等は昨年度と同様に開催いたします。2 ページにいきまして(6)農業委員・推進委員研修会ですが、専門家を講師に迎えての講演会形式の研修会を実施いたします。講師の選定、時期等は今後検討してまいります。委員の皆様からも講師やテーマについて希望がありましたら事務局までご提案いただきたいと思います。

「2 会議・研修会等への参加」ですが、関係機関の開催する研修会等についてその都度ご案内いたします。

「3 事務処理業務及び指導事業」については(2)の農地利用最適化推進活動のうち波線の引

いてある部分ですが、人・農地プランの法定化に伴い、今まで策定した人・農地プランを基に10年後の農業のあり方と農地利用の将来像を描く地域計画の作成に、今後2年間かけて取り組んでいきます。

また、県、市、農協等と連携し、新規就農相談会等に積極的に参加することで、新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れ体制を整備します。

「4 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に係る事務事業」ですが、12月にHP、広報はままつ、農業委員便り等で公募の周知を行い、公募期間は1月から2月にかけて4週間、候補者評価委員会を3月に実施する予定です。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。  
それでは、ご意見等もないようですので、第29号議案「令和5年度事業計画について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。  
次に、第30号議案「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

議案21ページをご覧ください。

齋藤 第30号議案「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」担当より説明します。  
議長 この議案で使用する資料は別冊3でございます。お手元にあるかご確認願います。令和5年度の最適化活動の目標の設定を説明いたします。この案は、役員・幹事連絡調整会において協議しております。

それでは説明します。農業委員会による最適化活動の推進については、国の通知により、目標を設定して具体的な状況を点検・評価し、公表することが求められています。全国統一の様式により、本市の数値を入れております。

1ページをご覧ください。農業委員会の体制と農家・農地の概要を記載しています。農家・農地の概要は農林業センサス等から抜粋しております。

2ページをご覧ください。ここからは最適化活動の目標を農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に分けて目標を設定しています。

まず、農地の集積ですが、県の基本方針では令和12年度までに集積率80%となっております。今年度は150haを目標として設定します。

次に、遊休農地の解消ですが、国の通知により、解消目標は遊休農地の1/5としています。また、昨年度新規発生した遊休農地すべては今年度の解消目標面積とすることとなっております。

次に3ページをご覧ください。新規参入の促進ですが、新規就農者に対する農地の貸し付けについて同意を得る目標面積を定めることになっております。基準は、過去3年間の3条と利用権設定面積の平均の1割以上となっております。

次に、2最適化活動の活動目標ですが、農業委員、推進委員が最適化活動を行う日数を定めます。前年度の活動日数の実績が目標としていた8日を上回ったため今年度は9日と設定し

ます。昨年度は皆さま方の活動実績が月平均で 8.3 日ということでございました。農水省の通知に基づき前年度の活動日数以上の目標を設定することとされていますので令和 5 年度は 9 日と設定させていただきます。よろしくお祈いします。また、活動強化月間として、5 月、9 月のいっせい草刈旬間に向けての地域での声掛け、11 月から 2 月にかけて地域計画の話し合いへの参加を設定します。

新規参入相談会への参加目標については、市、県、JA の担当者が集まって行う合同就農相談会で、農地等の助言が必要な場合に参加することとします。

以上が、令和 5 年度の目標の設定です。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
それでは、ご意見等もないようですので、  
第 30 号議案「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、報告事項の第 24 号から第 31 号までを事務局から報告をお願いします。

齋藤 議案 23 ページをご覧ください。今月の報告事項は一覧のとおりでございます。

一番下の報第 31 号につきまして、担当より説明しますので 57 ページをご覧ください。

吉山 それでは、お手元の議案 57 ページをご覧ください。

報第 31 号「農地法第 43 条第 1 項の規定による届出について」でございます。配布したリーフレットをご覧ください。

こちらは「農作物栽培高度化施設」と呼ばれるもので、浜松市で初めての届出となりますので説明させていただきます。以前は、農業用ハウス等の底面を全面コンクリート張り等にするには、農地転用許可が必要でしたが、平成 30 年 11 月 16 日付けで農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が施行され、農作物の栽培の効率化・高度化を図るため、底面を全面コンクリート等で覆う農業用ハウス等については、農業委員会に届出をすれば、農地転用許可が不要になりました。

この届出が受理された農業用ハウス等は、農地として扱われますので、固定資産税が農地として課税されるほか、相続税納税猶予の適用地とすることができます。

高度化施設の主な基準としては、リーフレット 2 ページの③に書かれておりますが、専ら農作物の栽培の用に供するものであること、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれがないもの、設置のために必要な行政庁の許認可等を受けていること、または受ける見込みがあること、などがあります。高さの基準としては 3 ページに図が示されておりますが、棟高 8 m 以内、軒高 6m 以内で平屋であること、屋根または壁面を透過性のないもので覆う場合、春分の日及び秋分の日において 2 時間以上日影が生じる範囲に周辺農地が含まれていないこと、などがあります。

今回の計画では、鉄鋼平屋建てのコンテナハウスの内部で空調を整えながら、きくらげを栽培するもので、施設の高さは約 3m で、屋根及び壁面は透過性がないため、2 時間以上日影

になる範囲に周辺農地が含まれていないことを確認しております。

また、その他の基準においても提出された届出書及び添付書類を審査したところ問題ないことが確認できました。

高度化施設の設置後は、施設内で農作物の栽培が適切に行われていることを確認する必要があるため、毎年8月に行っている利用状況調査に合わせて、8月の調査会終了後に農業委員さんと事務局で現地へ赴き、計画どおり、きくらげが栽培されているか確認していきます。

説明は以上でございます。

議長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

(森島委員、挙手)

議長 森島委員。

森島 農業を続けるのが難しい時代になっている。特に感じるのは、売れるか売れないか分からないものを作るばかりはないということ。以前はこういうことを言うと、個人的な考え方だとよく言われたが、個人的な考えではなくなってきていということをお話させていただいて、地域の農業を守っていくためには、農業委員が真剣に考えないといけない。でなければ、立ち行かなくなってしまう。

なぜ、売れるものを作らないとやっていけなくなっているかという人件費、水道光熱費といった生産費の高騰が価格に転嫁できていない。農業の現状を皆さんが一体どのように認識しているのか、問われる時代になってきていると思います。

利害関係のない農業委員は別として、少なくとも利害関係のある我々は農業を維持していく。改めて会長にお話しさせていただくとともに、浜松の農業委員会は農家の仲間たちと連携しながら地域の農業を守っていくという、大きな役割を皆さんと共有したいと思ってお話させていただいた。何か感じることはある方は、ご発言いただければと思います。

(水崎委員、挙手)

議長 水崎委員。

水崎 人・農地プランの策定については、森島委員からご発言があったことは大事なことだと思います。3月に春野でも人・農地プランをはじめに行いました。やっと顔合わせができたという状況です。この席上でも、春野の会場でも数々の意見が出たりしましたので、これを今後どのようにしていけば良いのか、浜松市の農業委員会としてのマニュアルはあるのか、だれが連絡を取っていくのか、その辺が決まっていないものですから、今年度の事業計画には地域計画の策定も入っているものですから、マニュアル化したものを農業委員会として作っていただくことを検討して、お示ししていただき、森島委員の言われたように地域全体で取り組んでいくというのが、国が示している人・農地プランではないかと思っております。取りまとめをお示しいただくと、我々も動きやすくなるのではないかと思います。

議長 森島委員の売れる、売れない、ということに対しては、今すぐに返答が出来ませんが、地域計画については、事務局から今後の進め方など、現状分かる範囲でご説明をお願いします。

河村 ただいま水崎委員からご発言がありました、春野については、コロナ禍で開催できていな

かったものですから、3月が初めてということになっております。

人・農地プラン、法律上は地域計画という名前になりますが、やることはそれほど変わりません。現段階では、地域の農業団体の顔合わせ、各団体が持つ課題出し、その中で何を優先して解決すべきなのか話し合っていて、解決策を出していくのが一つとなっております。

各地域によってやり方や課題は異なります。また、熱量も高いところ、低いところあるかと思えます。地域に合わせてやらせていただく、という形になります。

人・農地プランと地域計画はほぼ同じとお伝えしましたが、若干異なるところもあります。法律改正が2月にされたばかりで、細かいマニュアルが出ておりませんので、状況が分かり次第農業委員会でご紹介させていただきます。

また、今年度の11月と2月、定例的に各地域で話し合いをしていただきますので、よろしくをお願いします。

議 長 水崎委員、どうですか。

水 崎 今農繁期で仲間が集まれないですが、地域に若手グループがありますので、そこへ国から宿題が出ているよと伝えてありますので、農繁期が過ぎたら一回集まって、問題点などを出し合いたいと思っています。その際の連絡方法について懸念しています。動きがとれるようになったら指導してほしいと思います。

河 村 各地域いろいろな団体があり、連絡方法等も異なってくるかと思えます。11月と2月に関しては市の方で開催させていただきます。それ以外に開催していただくは自由ですので、各々開催していただく場合は、個別にご相談いただければ対応いたします。

議 長 地域計画につきましては、農業委員会の一丁目一番地という位置付けになっています。事務局と合わせながら進めていきたいと思えます。

森島委員から、農業の育成というご提案がありましたが、行政としては儲かる農業という形で進めているかと思えますが、個別の話になると水道光熱費、燃料費等の高騰があり、営農に差支えがあるということで、行政には骨を折っていただいているところでもあります。

儲かる農業は簡単な話ではないというのは事実ではございますが、それでもなんとかしていかなければいけないということは承知しています。

森島委員、この話は荷が重いですが、承知はしているので情報があれば出すし、やれることがあればやっていく、ということで今日の所はお願いしたいと思えます。

その他、何かございますでしょうか。

それでは、ないようですので、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

局 長 ・農業会議情報について  
縣 ・「税制要望及び農地利用最適化施策に関する意見」一覧の配付について  
・草刈り旬間について

河 村 ・農地の利用意向調査について

齋 藤 ・令和5年 第5回 農業委員会総会

日時 令和5年5月16日(火) 午後2時30分から

場所 北区役所 3階 31・32会議室

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心な討議ありがとうございました。これをもちまして、第4回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ( )

会 長

委 員

委 員